

# 平成26年度 行政書士試験 解答速報

2014年 11月11日 (月) 14:30 第2版

問題1	問題2	問題3	問題4	問題5	問題6	問題7	問題8	問題9	問題10
4	5	3	5	1	5	5	4	2	2
問題11	問題12	問題13	問題14	問題15	問題16	問題17	問題18	問題19	問題20
3	5	1	4	3	5	1	3	4	3
問題21	問題22	問題23	問題24	問題25	問題26	問題27	問題28	問題29	問題30
2	5	1	3	5	3	3	1	4	3
問題31	問題32	問題33	問題34	問題35	問題36	問題37	問題38	問題39	問題40
2	4	5	4	5	2	4	1	4	4

問題 41	ア	1
	イ	10
	ウ	15
	エ	5

問題 42	ア	14
	イ	2
	ウ	19
	エ	16

問題 43	ア	5
	イ	18
	ウ	8
	エ	14

問題47	問題48	問題49	問題50	問題51	問題52	問題53	問題54	問題55	問題56
1	2	4	2	2	5	4	4	1	3
問題57	問題58	問題59	問題60						
1	4	3	2						

※この内容につきましては将来予告なしに変更する場合がございますので予めご了承ください。

※この内容はTAC独自の見解に基づき、情報を提供するもので、本試験の結果等につきましては一切責任を負いかねますので予めご了承ください。

※本解答速報の著作権はTAC(株)に帰属します。許可なく転用・転載を禁じます。

【問題 44】 44字

市	民	会	館	を	公	の	施	設	と	呼	び	、	A	市
議	会	に	よ	り	条	例	の	形	式	で	決	定	さ	れ
、	B	は	指	定	管	理	者	と	呼	ば	れ	る	。	

【問題 45】 44字

詐	害	行	為	取	消	権	に	基	づ	き	、	B	を	相
手	と	し	て	、	裁	判	上	、	代	物	弁	済	を	取
り	消	し	、	価	格	賠	償	を	請	求	す	る	。	

【問題 46】 25字・16字

Yが悪意のときは、

Y	に	対	し	、	甲	土	地	の	所	有	権	を	移	転
で	き	な	い	旨	を	通	知	し	、					

Yが善意のときは、それに加えて、

Y	に	対	し	、	損	害	を	賠	償	す	れ	ば	よ	い
。														

※この内容につきましては将来予告なしに変更する場合がございますので予めご了承ください。

※この内容はTAC独自の見解に基づき、情報を提供するもので、本試験の結果等につきましては一切責任を負いかねますので予めご了承ください。

※解答速報の著作権はTAC（株）に帰属します。許可なく転用・転載を禁じます。

# 本試験 講評

TAC行政書士講座

## 1. 総 評

---

いくつかのプチサプライズはありましたが、基本的には例年の傾向を踏襲した試験内容であり、また、難しい問題と簡単な問題の落差が激しかったです。合格点に到達するには、3時間の中で、難しい問題には見切りをつけ、簡単な問題や基本問題をしっかりと拾っていくことが大切です。また、科目別では、民法が最も難しかったです。今年の試験では、行政法で基礎点をしっかり積み上げ、民法の失点を憲法や商法でどの程度挽回できたかがポイントです。前年よりもやや難しめの内容だといえます。全体の合格率は、昨年より少し下がって6%~9%程度と予想します。

## 2. 法令・5肢択一式

---

### 【基礎法学】

法制度の変遷、法令用語に関する問題が出題されました。問題1を確実に正解するのは難しいですが、問題2は正解できる問題でしたので、2問中1問は正解したいところです。

### 【憲法】

問題6は当然正解できる必要がある一方、問題7は正解できなくても仕方がない問題といえます。あとは、プライバシー権、職業選択の自由に関する判例、議員定数不均衡訴訟の3問で如何に正解できるかがポイントです。

### 【行政法】

行政法の一般的な法理論は、TACの答練では、問題8~10は易しめ、問題24~26は難しめとなっていました。本試験でも、同じような傾向にありました。この6問のうち3問は正解したいところです。また、行政手続法、行政不服審査法、行政事件訴訟法、国家賠償法の10問は、TACの答練に比べれば平易な出題も多く、個数問題の形式の1問以外の9問は、ケアレスミスなく正解しなければならないでしょう。また、地方自治法の3問は、細かい条文知識を問う肢も存在しましたが、テーマ的には、議会と長の関係、住民監査請求・住民訴訟と直接請求、

条例などの重要事項を含むものでもあったため、3問中2問は正解できた問題です。

### 【民法】

今回の試験の中でも民法は難しい内容といえます。50%以上正解することも大変な問題でした。しかし、意思表示の問題28や不法行為の問題34など確実に拾えるところは拾っていくことと、組合せ問題においては消去法を使用して、すべての肢は分からなくても正解に達することができれば、9問中4問程度まで得点できれば良かったといえます。

### 【商法】

商法の出題テーマは支配人でした。また、会社法は、問題40は出来なくても仕方がない問題といえますが、問題36・37・38は、一部難しい肢はあるものの、正解となる肢自体は正誤が判断しやすく、基本事項のみ学習している場合でも何とか正解はできたでしょう。例年よりは、多少点数は取りやすくなっており、5問中3問正解できればベストでした。

## 3. 法令・多肢選択式

---

多肢選択式は、一部挿入しづらい肢はありましたが、知識で空欄を埋めるほか、空欄の前後の文脈なども読むことで、合計18点以上は望める内容でした。問題41は6点、問題42は8点、問題43は4点を取っておくことが必要といえます。

## 4. 法令・記述式

---

記述式では、プチサプライズが2つありました。一つは、行政法の問題44が地方自治法からの出題であったこと、もう一つは、民法の問題46の解答欄の形式であったことです。

まず、問題44は解答する前に面食らった方は多かっただろうし、地方自治法の記述対策をしていた方はほとんどいなかったのではないのでしょうか。しかし、内容を読んでみて、指示された形式の通り解答していこうと考えれば、公の施設と指定管理者に関するものですし、条例はキーワードともいえるワードですから、公の施設のテーマを択一用として学習していれば、解答はしやすかったといえます。なお、択一過去問では、平成22年-21、平成23年-23に公の施設や指定管理者の類似問題が出題されています。

また、問題46は、このような解答形式を想定していた方はほとんどいなかったと思われます。しかし、本問も、他人物売買の条文をしっかり押さえていれば、解答はしやすかったといえますし、特に、後半は確実に解答したいところです。また、問題45はTACの直前期答練を受講

している方であれば、類似問題の出題もありましたので、比較的容易に解けたといえます。なお、択一過去問では、問題46については、平成24年-31-肢2に善意の売主からの解除を問う類似問題があります。

問題44では完答、問題45では少なくとも詐害行為取消権という権利の名称は書けること、問題46では少なくとも後半の損害を賠償する必要性については書けていることが必須といえます。なお、いずれの問題も、記述独自の知識が必要になるというよりも、択一の知識を使いながら、問題文の指示に従い、それに合わせて文書を作成していくプロセスが大事になるものであったといえます。

## 5. 一般知識

---

一般知識科目では、奇をてらった問題ではなく、政治資金問題、行政改革、国債、核に関する条約、国際貿易など、いわゆる政治経済の問題を軸にした出題がなされていました。また、政治の大ヤマとも言えた選挙は、情報通信の問題としてインターネットと絡む形で出題されていました。情報分野では、例年の4問体制から1問減って3問の出題となりました。更にいえば、インターネット選挙に関する問題は政治と情報通信の中間領域ともいえますので、情報は2.5問ともいえ大幅な出題減です。まず、個人情報保護法は確実に得点すること、文章理解に時間をかけ、落ち着いて考えるというスタンスは崩さずに、文章理解と政治経済社会で加点し、6問以上10問程度の正解があればよいでしょう。政治経済社会では、経済・社会のウェイトを下げ、政治のウェイトを上げた学習をしていた方には有利に働いたといえます。

以上